

(案)

別添2

調査計画（変更後）

1 調査の名称

全国家計構造調査

2 調査の目的

家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

① 基本調査、簡易調査、家計調査世帯特別調査

世帯及び世帯員

② 個人収支状況調査

二人以上の世帯及び世帯員

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

① 基本調査

約40,000世帯（母集団の大きさ 約5,600万世帯）

② 簡易調査

約44,000世帯（母集団の大きさ ①に同じ）

③ 家計調査世帯特別調査

約6,000世帯（母集団の大きさ ①に同じ）

④ 個人収支状況調査

約900世帯（母集団の大きさ 約3,500万世帯）

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

① 基本調査（詳細は、別紙1のとおり）

(ア) 市部

直近の国勢調査調査区（以下「調査区」という。）を第1次抽出単位、調査区内の世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出方法による。

第1次抽出では、無作為抽出により、各市から所定数の調査区を抽出し、抽出した調査区と近接する

調査区を合わせ、2調査区を1調査単位区として調査単位区に設定する。

第2次抽出では、無作為抽出により、各調査単位区から二人以上の世帯を10世帯、単身世帯を2世帯抽出する。

(イ) 郡部

町村を第1次抽出単位、調査区を第2次抽出単位、調査区内の世帯を第3次抽出単位とする層化3段抽出方法による。第1次抽出では、無作為抽出により、全国で約200町村を抽出する。

第2次及び第3次抽出では、市部の第1次及び第2次抽出と同様な方法で抽出する。

② 簡易調査（詳細は、別紙1のとおり）

(ア) 市部

調査区を第1次抽出単位、調査区内の世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出方法による。

第1次抽出では、無作為抽出により、各市から所定数の調査区を抽出し、1調査区を1調査単位区として調査単位区を設定する。

第2次抽出では、無作為抽出により、各調査単位区から二人以上の世帯を10世帯、単身世帯を2世帯抽出する。

(イ) 郡部

第1次抽出では、基本調査と同じ町村を抽出する。

第2次及び第3次抽出では、市部の第1次及び第2次抽出と同様の方法で抽出する。

③ 家計調査世帯特別調査

二人以上の世帯については、**実施年**11月から**実施翌年**2月までに家計調査の家計簿の記入が終了する全ての世帯を選定し、単身世帯については、**実施年**11月又は12月に家計調査の家計簿の記入が終了する全ての世帯を選定する。

④ 個人収支状況調査

実施年9月又は10月に家計調査の家計簿の記入が終了する二人以上の世帯から、無作為抽出により、約900世帯を抽出する。

(3) 報告義務者

① 基本調査、簡易調査及び家計調査世帯特別調査については、世帯の世帯主又は世帯の代表者が、個人収支状況調査については、18歳以上の世帯員が、それぞれ報告しなければならない。

② 前記①の規定による報告は、基本調査及び簡易調査にあつては調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び後記6（2）③に掲げる調査員又は民間事業者及び民間事業者を使用される者の質問に答えることにより行うものとする。家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にあつては調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。

基本調査、簡易調査、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査のいずれについても、総務省が用意

するオンラインシステムを利用して報告することができる。また、簡易調査の調査対象世帯については郵送によっても報告することができる。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

① 基本調査については、調査票（別紙2から5を参照）により、**連絡先及び以下の事項**を調査する。

ア 収入及び支出に関する事項

収入の種類・金額、収入に伴う控除の種類・金額、支出の品名・金額・支払方法・用途・購入地域・購入先

イ 年間収入に関する事項

過去1年間の収入の種類・金額

ウ 貯蓄現在高に関する事項

貯蓄の有無、金額

エ 借入金残高に関する事項

借入金の有無、金額

オ 世帯及び世帯員に関する事項

世帯の人数、性別、世帯主との続柄、年齢、配偶者の有無、就業・非就業の別、ふだんの1週間の就業時間、**教育**、世帯主の仕事の種類、世帯主の勤め先の企業区分・規模、要介護・要支援認定の状況、3か月以上不在の家族のうち主たる収入を得ている人の不在理由・世帯主との続柄、3か月以上不在の家族のうち家計を世帯の収入に頼っている人の不在理由別人数、単身世帯の形態

カ 現住居に関する事項

住居の構造、住居の延べ床面積、住居の建て方、住居の所有関係、**土地の所有関係**、住居の敷地面積、住居の建築時期

キ 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項

現住居以外の住宅の有無・建築時期・延べ床面積・構造、現居住地以外の土地の有無・所在地・敷地面積

ク 毎月の家賃支払額、毎月の住宅ローンの返済額

家賃の支払い、住宅ローンの支払い

② 簡易調査については、調査票（別紙4及び5を参照）により、**連絡先及び以下の事項**を調査する。

ア 年間収入に関する事項

過去1年間の収入の種類・金額

イ 貯蓄現在高に関する事項

貯蓄の有無、金額

ウ 借入金残高に関する事項

借入金の有無、金額

エ 世帯及び世帯員に関する事項

世帯の人数、性別、世帯主との続き柄、年齢、配偶者の有無、就業・非就業の別、ふだんの1週間の就業時間、**教育**、世帯主の仕事の種類、世帯主の勤め先の企業区分・規模、要介護・要支援認定の状況、3か月以上不在の家族のうち主たる収入を得ている人の不在理由・世帯主との続き柄、3か月以上不在の家族のうち家計を世帯の収入に頼っている人の不在理由別人数、単身世帯の形態

オ 現住居に関する事項

住居の構造、住居の延べ床面積、住居の建て方、住居の所有関係、**土地の所有関係**、住居の敷地面積、住居の建築時期

カ 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項

現住居以外の住宅の有無・建築時期・延べ床面積・構造、現居住地以外の土地の有無・所在地・敷地面積

キ 毎月の家賃支払額、毎月の住宅ローンの返済額

家賃の支払い、住宅ローンの支払い

- ③ 家計調査世帯特別調査については、調査票（別紙6及び7を参照）により、**連絡先及び以下の事項**を調査する。ただし、二人以上の世帯はア、イ、ウ、エ、オ及びカ、単身世帯はア、イ、オ及びカのうち、家計調査の調査票を転写した電磁的記録から把握できる事項については、総務大臣が同調査の調査票を転写した電磁的記録を記録することにより行う。

ア 収入及び支出に関する事項

収入の種類・金額、収入に伴う控除の種類・金額、支出の品名・金額・支払方法・用途

イ 年間収入に関する事項

過去1年間の収入の種類・金額

ウ 貯蓄現在高に関する事項

貯蓄の有無、金額

エ 借入金残高に関する事項

借入金の有無、金額

オ 世帯及び世帯員に関する事項

性別、世帯主との続き柄、年齢、配偶者の有無、就業・非就業の別、ふだんの1週間の就業時間、**教育**、世帯主の仕事の種類、世帯主の勤め先の企業区分・規模、要介護・要支援認定の状況、3か月以上不在の家族のうち家計を世帯の収入に頼っている人の不在理由別人数、単身世帯の形態

カ 現住居に関する事項

住居の構造、住居の延べ床面積、住居の建て方、住居の所有関係、住居の敷地面積、住居の建築時期

キ 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項

現住居以外の住宅の有無・建築時期・延べ床面積・構造、現居住地以外の土地の有無・所在地・敷地面積

- ④ 個人収支状況調査については、**連絡先及び以下の事項**を調査する。このうち、調査事項アについては調査票（別紙8を参照）により調査し、イ及びウについては総務大臣が家計調査の調査票を転写した電磁的記録から当該世帯の年間収入に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項を記録することにより行う。

ア 個人的な収入及び支出に関する事項

収入の種類・金額、支出の品名・金額

イ 年間収入に関する事項

ウ 世帯及び世帯員に関する事項

〔集計しない事項の有無〕 無 有

連絡先は、調査の実施過程において、世帯及び世帯員への接触のために用いるものであり、集計しない。

(2) 基準となる期日又は期間

全国家計構造調査は、直前の全国家計構造調査を行った年から5年目に当たる年に行う。

- ① 基本調査は、実施年の10月及び11月の2か月間について行う。
- ② 簡易調査は、実施年の10月末日現在について行う。
- ③ 家計調査世帯特別調査は、実施年の10月末日現在について行う（一部の項目については、実施年の10月及び11月の2か月間）。
- ④ 個人収支状況調査は、実施年の10月又は11月の1か月間について行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

① 基本調査

総務省—都道府県—市町村—統計調査員（又は民間事業者）—報告者

② 簡易調査

総務省—都道府県—市町村—統計調査員（又は民間事業者）—報告者

③ 家計調査世帯特別調査

④ 個人収支状況調査

(2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査 (□政府統計共同利用システム ■独自のシステム □電子メール)

■調査員調査 □その他 ()

[調査方法の概要]

① 統計調査員

ア 統計調査員は、基本調査又は簡易調査にあつては市町村長の調査実施上の指導、家計調査世帯特別調査又は個人収支状況調査にあつては都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内にある調査対象世帯に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務（以下「調査員事務」という。）を行う。

イ 前記アの規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、基本調査又は簡易調査にあつては市町村長の調査実施上の指導、家計調査世帯特別調査又は個人収支状況調査にあつては都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他の関係書類の検査及びこれらに附帯する事務（以下「指導員事務」という。）を行うものとする。

ウ 特別の事情により調査員が前記アの事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

② 民間事業者

ア 基本調査又は簡易調査にあつては市町村長から実地調査に係る業務を受託した民間事業者は、当該市町村長の担当調査区内の実地調査を当該市町村長に代わり行う。

イ 民間事業者及びその民間事業者を使用される者は、定められた仕様書等に基づき、統計調査員に代わり、調査員事務及び指導員事務を行う。

③ 調査の方法

調査は、基本調査又は簡易調査にあつては調査員（前記①ウの規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下「調査員等」という。）又は調査員事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及びその民間事業者を使用される者が調査票を担当調査区内の調査対象世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行うとともに、総務省が用意するオンラインシステムを利用して報告することができる。また、簡易調査の調査対象世帯については郵送によっても報告する事ができる。家計調査世帯特別調査又は個人収支状況調査にあつては調査員等が調査票を担当調査区内の調査対象世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行うとともに、総務省が用意するオンラインシステムを利用

して報告することができる。

また、家計調査世帯特別調査に係る調査事項のうち家計調査の調査票を転写した電磁的記録から把握できる事項、個人収支状況調査に係る年間収入に関する事項並びに世帯及び世帯員に関する事項の調査については、総務大臣が、家計調査の調査票を転写した電磁的記録から当該世帯に関する事項を記録することにより行う。

なお、オンラインシステムの利用に際しては、識別コード（利用者ID）及びパスワードによる主体認証を行う機能を設けるとともに、暗号化した状態でのデータ送信を行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：令和元年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和6年9月上旬～12月下旬

8 集計事項

(1) 基本調査、簡易調査及び家計調査世帯特別調査にあつては、総世帯、二人以上の世帯及び単身者の世帯ごとに、全国及び地域別並びに世帯の特性別に集計する。なお、詳細については、別紙9に示すとおりである。

(2) 個人収支状況調査にあつては、全国及び地域別並びに世帯の特性別に集計する。なお、詳細については、別紙9に示すとおりである。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧

(2) 公表の期日

調査の結果は、以下の期日までにインターネット（e-Stat）及び印刷物により公表する。

- ・家計収支に関する集計（一部除く）：実施翌年の12月までに公表
- ・その他の集計：実施翌々年以降に順次公表

10 使用する統計基準等

使用する→ 日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

使用しない

本調査は、世帯主の仕事の内容について報告を求めているが、家計収支への影響が大きい就業・非就業の別や

勤め先も加味した独自の職業分類を用いるため、日本標準職業分類は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	3年	総務省統計局長
調査票の内容が転写されている電 磁的記録	永年	総務省統計局長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

該当なし。

全国家計構造調査(基本調査・簡易調査)標本抽出の方法

1. 標本抽出の方法

全国家計構造調査(基本調査・簡易調査)の標本抽出は、市部と郡部に分けて行う。市部では各市の調査単位区を第1次抽出単位、世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出法により調査世帯を抽出する。郡部では、町村を第1次抽出単位、各町村の調査単位区を第2次抽出単位、世帯を第3次抽出単位とする層化3段抽出法により調査世帯を抽出する。

なお、市町村構成は令和6年1月1日現在のものとする。

(1) 調査町村の抽出

地理的配置、産業別特徴などを考慮して、調査町村を抽出する。

(2) 調査単位区の抽出

令和2年国勢調査の調査区を抽出フレームとし、市区町村ごとに「基本調査」と「簡易調査」の調査単位区をそれぞれ抽出する。

「基本調査」は、近接する国勢調査2調査区を1調査単位区とし、「簡易調査」は、国勢調査1調査区を1調査単位区とする。

(3) 調査世帯の抽出

「基本調査」調査単位区、「簡易調査」調査単位区ともに、調査員の実地踏査等により作成した調査単位区世帯名簿から、二人以上の世帯10世帯、単身世帯2世帯を抽出する。

2. 調査単位区数及び調査世帯数の配分

(1) 調査単位区数及び調査世帯数

「基本調査」の調査単位区数は約3,300単位区、調査世帯数は、二人以上の世帯を約33,300世帯、単身世帯を約6,700世帯とする。

「簡易調査」の調査単位区数は約3,600単位区、調査世帯数は、二人以上の世帯を約36,400世帯、単身世帯を約7,300世帯とする。

(2) 調査世帯の配分

調査世帯数は、都市階級ごとに設定した最低配分数に従い各調査市町村に配分する。

ただし、結果精度維持のため都道府県や県内経済圏の単位で最低配分数を確保するための調整を行うほか、「基本調査」においては、家計調査の調査世帯を全国家計構造調査の集計に用いることから、家計調査の対象市の一部及び同調査の対象町村と同一経済圏に属する町村において、家計調査の調査世帯数を考慮した調整を行う。

集計事項	世帯区分			地域別
	総世帯	二人以上の世帯	単身世帯	
①家計収支に関する結果				
・世帯属性, 年間収入階級, 収支項目分類別 1 世帯当たり収入・支出	○	○	○	○
・世帯属性, 資産額階級, 収支項目分類別 1 世帯当たり収入・支出	○	○	○	○
・世帯属性, 購入先, 購入地域, 支払方法, 収支項目分類別 1 世帯当たり支出	○	○	○	○
・世帯属性, 曜日, 収支項目分類別 1 世帯当たり支出	○	○	○	○
②所得に関する結果				
・世帯属性, 消費支出額階級, 所得構成別 1 世帯当たり年間所得	○	○	○	○
・世帯属性, 年間収入階級, 所得構成別 1 世帯当たり年間所得	○	○	○	○
・世帯属性, 可処分所得階級, 所得構成別 1 世帯当たり年間所得	○	○	○	○
・世帯属性, 資産額階級, 所得構成別 1 世帯当たり年間所得	○	○	○	○
・世帯属性, 負債額階級, 所得構成別 1 世帯当たり年間所得	○	○	○	○
③家計資産・負債に関する結果				
・世帯属性, 消費支出額階級, 資産・負債の種類別 1 世帯当たり資産・負債現在高	○	○	○	○
・世帯属性, 年間収入階級, 資産・負債の種類別 1 世帯当たり資産・負債現在高	○	○	○	○
・世帯属性, 可処分所得階級, 資産・負債の種類別 1 世帯当たり資産・負債現在高	○	○	○	○
・世帯属性, 資産額階級, 資産・負債の種類別 1 世帯当たり資産・負債現在高	○	○	○	○
・世帯属性, 負債額階級, 資産・負債の種類別 1 世帯当たり資産・負債現在高	○	○	○	○
④個人的な収支に関する結果				
・世帯属性, 個人家計の区分別 1 世帯人 当たり個人的な収入・支出		○		○
・世帯属性, 年間収入階級別 1 世帯当たり個人的な収入・支出		○		
・世帯属性, 個人消費支出金額階級別世帯分布		○		
⑤年間収入・資産分布等に関する結果				
・世帯属性, 消費・収入・可処分所得・資産・負債額階級別世帯分布	○	○	○	○
・世帯属性, 消費・年間収入・可処分所得・資産・負債別ジニ係数	○	○		○
・世帯属性別相対的貧困率その他の格差指標	○	○		○

注) 集計事項については、各集計事項ごとに適宜クロスを掛ける。

〔地域〕 都市階級, 地方, 都道府県, 県内経済圏, 市 (人口15万以上)

〔世帯属性〕

男女の別及び世帯主との続き柄, 満年齢, 配偶者の有無, 就業・非就業の別, ふだんの1週間の就業時間, **教育**, 世帯主の仕事の種類, 世帯主の勤め先の企業区分及び規模, 要介護・要支援認定の状況, 3か月以上不在の家族 (不在理由及び世帯主との続き柄 (家計を主に支える人), 不在理由 (その他の人)), 単身世帯の形態, 現住居の構造, 現住居の延べ床面積, 現住居の建て方, 現住居の所有関係, 毎月の家賃支払額, 毎月の住宅ローン返済額